

## 社会福祉法人森友会 一般事業主行動計画（次世代育成法） 第三次

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

### 1 計画期間

平成29年11月1日から平成33年3月31日までの3年5ヶ月間

### 2 内容

#### 目標1

中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の子の看護休暇、男性職員の配偶者出産休暇（特別休暇）のそれぞれの取得について、職員に内容の周知を図り、活用を促す。

#### <対策>

各年度 職員から結婚の届出や出生届があった時期、職員定例会議の適当な時期、新規採用予定職員の採用前研修の機会等で、当該休暇の説明をし、年次有給休暇とは別の取得を促す。

#### 目標2

管理職手前階層の女性職員に対し、マネジメント研修を受講させる。

#### <対策>

各年度 主任、副主任、フロアーリーダーの職にある女性職員に対し、リーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解させるためのキャリアアップ研修を計画的に受講させる。

#### 目標3

職員の年次有給休暇の取得率を毎年度3%ずつアップする。

#### <対策>

平成29年度 28年度取得率の分析と各事業所への本目標の周知。勤務シフト表作成段階における希望休日・年休の日の把握と割当手法の周知  
平成30年度 取得率目標70%  
平成31年度 取得率目標73%  
平成32年度 取得率目標76%

## 社会福祉法人森友会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法） 第一次

女性が活躍できる雇用環境を整備するため、女性の活躍に関する状況を把握したうえで、次のような行動計画を策定する。

### 1 計画期間

平成29年11月1日から平成33年3月31日までの3年5ヶ月間

### 2 目標と取り組み内容及び実施期間

目標1：男女の勤続年数の差を0とする。

各年度 育児休業制度や中学入学の始期まで上乗せした育児短時間勤務制度・子のための看護休暇制度の周知を図り、利用を促進させ、出産・育児を理由とした退職を減らし、男女が同等に勤続となるように取り組む。

目標2：職員全体の残業時間を月平均15時間以内で維持する。

各年度 日常から、固定残業制度の利点をいかして効率的な業務遂行に努めつつ、時間外勤務命令簿等による超勤の実態把握に努めるとともに、日曜祝日に行われるイベントでは事前の休日振替を行うことにより、残業時間を少なく抑える。